NetIQ メンテナンスサービス規約

メンテナンスサービス申込者（以下「甲」という）とネットアイキュー株式会社（以下「乙」という）は、乙が甲に提供するネットアイキュー製品のメンテナンスサービスに関し、本規約に記載されている内容の通り合意します。

第1条（サービスの開始）

1. 本サービスの開始は、原則として製品ライセンスをご発注頂いた日の翌月1日とし、乙は甲にメンテナンスサービス登録番号（以下「登録番号」という）を通知するものとします。
2. 本サービスに基づくメンテナンスサービスの期間は、定めに従い本サービスが解除される場合または別途甲乙合意の上サービス期間を変更した場合を除き、サービス開始日から一年間とします。
3. 本サービスは、いかなる理由でも、第三者に譲渡、貸与、販売することはできません。

第2条（対象製品）

本サービスの対象製品は申込書に記載のシステムとします。

第3条（メンテナンスサービス内容）

1. メンテナンスサービス時間は平日の9：00～12：00／13：00～17：00とします。尚、祝祭日および乙の休業日（4月30日～5月2日、12月29日～1月4日）は除きます。
2. メンテナンスサービスの内容は次の各号に定める通りとします。
   （1） 対象製品のバージョンアップ版の提供
   （2） 電話、電子メールによる製品のセットアップ、基本操作方法の説明、障害に関する技術上の助言
3. メンテナンスサービスに基づく説明、助言は即時行うことを原則としますが、事例によっては即時回答し得ないものもあり、甲はこれを了承致します。
4. 全てのメンテナンスサービスは日本語で実施されます。
5. 全てのメンテナンスサービスは日本国内からの問合せに対してのみ提供されます。

第4条（メンテナンスサービスの対象者）

甲は、本メンテナンスサービスを受けることができる者（以下「サポート担当者」と呼ぶ）を乙に通知するものとし、また最大3名まで増やす事ができます。また、その変更があった場合には、速やかに乙に通知するものとします

第5条（情報等の帰属）

1. 本サービスに基づき乙から甲へ提供されるメンテナンスサービス情報、及びこれに関わるノウハウ等は、特段の定めのない限り乙に属するものとし、乙は甲からの承諾なしにこれらを使用、利用、変更、複製、販売などを行うことができます。
2. 本サービスに基づき甲が乙より入手した技術情報については、甲は、複製、販売、出版等の利用等の、本サービスで認められている以外の利用はできないものとします。

第6条（秘密情報の取り扱い）

1. 甲及び乙が、相手方に提供する営業上・技術上の情報のうち、提供当事者が特に秘密である旨指定した情報（以下「秘密情報」という）については、受領当事者は、次の各号の定めに従い取り扱うものとします。
   （1） 本サービスの目的の範囲内でのみ使用、複製、改変すること
   （2） 第三者に開示する場合は、事前に提供当事者の文書による承諾を受けること
   （3） 本サービスの終了後速やかに当該秘密情報（複製物、改変物を含む）を、提供当事者に返却または自らの責任で消去すること
2. 秘密情報を書面で提供する場合は、甲及び乙は「社外秘」、または「Confidential」と表示するのとします。

3. 提供当事者は、秘密情報を口頭で開示する場合は、開示の際、秘密情報である旨を受領当事者に告げるものとし、その後14日以内に提供当事者が当該秘密情報を文書化し、前項の表示を付して受領当事者に提供するものとします。
4. 前三項の定めは、次の各号に該当する情報には適用されないものとします。
   （1） 提供当事者から秘密情報である旨の指定を受けず提供された情報
   （2） 受領当事者が独自に開発した情報
   （3） 公知の情報
   （4） 受領当事者が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

第7条（輸出等の処置）

甲は、メンテナンスサービスの成果を日本国内において使用するものとします。甲は、メンテナンスサービスの成果の全部若しくは一部を単独で、または他の製品と組み合わせ、若しくは他の製品の一部として、直接または間接に次の各号に該当する取り扱いをするとき、「外国為替及び外国貿易法」に定める「特定技術」に該当するものについては、日本国の輸出関連法規に従い必要な手続きをとるものとします。なお、米国輸出管理法など外国の輸出関連法規の適用を受け、所定の手続きが必要となる場合も同様です。

（1） 輸出するとき
（2） 国外へ持ち出すとき
（3） 非居住者へ提供するとき

第8条（本サービスの解約事項）

1. 甲または乙が、次の各号のいずれかに該当する場合、相手方は、文書による通知、催促を要せず、ただちに本サービスの一部または全部を解除することができることとします。または、解除しないで一時的に債務残額全部の履行を求め、その完済までメンテナンスサービスを停止することができるものとします。
   （1） 甲または乙が、相手方または第三者に振り出した手形または小切手が不渡りになった場合
   （2） 甲または乙が、第三者から差し押え、仮差し押え、仮処分、競売、破産宣告、整理／更生などの申し立てを受けた場合
   （3） 甲または乙が、本サービスの条項に違反する行為または事実があった場合
   （4） 支払いに関する違反があった場合
   （5） 甲または乙が、監督官庁から営業の取消処分または停止処分を受けた場合
   （6） 甲または乙が、相手方または第三者に履行猶予の申し出を行うか、または債権者集会の召集準備、主要資産の処分の準備、その他債務履行が困難と認められる事由が生じた場合
   （7） 天災地変、その他不可抗力により、乙がこの合意に基づく債務を履行できないことを甲に申し出た場合
2. 原則として、本サービス解約時のメンテナンスサービス料金の払い戻しは行わないものとします。但し、本サービスが乙の責に帰すべき事由により解約された場合は、本サービスに定めるのと同等のメンテナンスサービスの提供を甲が受けられるよう必要な措置を講じるか、又は甲は甲の支払った年間メンテナンスサービス料金を上限とし、未経過分を乙に対し請求できるものとします。

第9条（管轄裁判所）

本サービスに関する一切の紛争については、乙の所在地を管轄する地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとします。

第10条（定めなき事項）

本規約に記載なき事項及びその解釈に関して生じた疑義は、甲乙協議の上解決を図るものとします。

以上